

政府全体の「適応計画」策定に向けた動き

※平成24年6月13日第109回中央環境審議会地球環境部会資料「2013年以降の対策・施策に関する報告書」(地球温暖化対策の選択肢の原案について)等をもとに文部科学省において作成

今後の適応の取組の方向性

環境省・中央環境審議会にて、温暖化影響への適応は、リスクマネジメントという視点でとらえ、ダーバン合意等で認識された2°C目標の下での温暖化影響への適応を基本としつつ、2°Cを超えた場合の温暖化影響に対して備える取組が必要である。また、国レベルの適応の取組として、以下の取組に着手すべきと報告されている。

①我が国における温暖化の影響に関する最新の科学的知見のとりまとめ

「地球温暖化とその影響評価統合報告書(日本版IPCC 評価報告書(第一作業部会・第二作業部会報告に相当))」を策定・公表(平成25年3月)

②政府全体の適応計画策定のための予測・評価方法の策定・実施
 専門家の会議を設置・審議を経て、IPCC第5次評価報告書の最新の知見(気候モデル、社会シナリオ)をできるだけ活用し、日本の温暖化とその影響を予測・評価する方法を策定し、予測・評価を実施(例えば2020～2030年、2040～2050年、2090～2100年を予測・評価)。適応計画策定に必要な機能を持った予測・評価方法とするため、関係府省と連携、協力。

③政府全体の適応計画の策定

②の予測・評価方法及びそれに基づく予測・評価により、政府全体で、短期的、中期的、長期的に適応策を重点的に講ずべき分野・課題の抽出。抽出された分野・課題別の適応策を関係府省において立案し、政府全体の総合的、計画的な取組としてとりまとめ。

④定期的な見直し(5年ごと)

最新の科学的知見、温暖化影響の状況、対策の進捗等を踏まえ、上記①統合報告書、②公式な予測・評価、③適応計画について、定期的に見直し、5年程度を目途に改定。

我が国における「適応計画」策定の必要性

■環境基本計画(平成24年4月27日 閣議決定)

「最も厳しい緩和努力をもってしても、今後数十年間の地球温暖化による影響は避けられないと考えられることから、(中略)適応策を引き続き推進していくとともに、(中略)適応能力の向上を図るための検討を実施することが必要である。」

■革新的エネルギー・環境戦略

(平成24年9月14日 エネルギー・環境会議決定)

「避けられない地球温暖化影響への対処(適応)の観点から政府全体の取組を「適応計画」として策定する。」

「適応計画」策定に向けて

■環境省・中央環境審議会

○環境省・中央環境審議会地球環境部会の配下に気候変動影響評価等小委員会を設置(平成25年7月2日)

<平成25年度>

・気候変動予測及び影響・リスク評価の知見の整理等

・「日本における気候変動による将来影響の報告と今後の課題について(中間報告)」としてとりまとめ

<平成26年度>

・気候変動予測及び影響・リスク評価の取りまとめに関し、分野ごとのWGを設置し、将来影響及び影響の評価のとりまとめに向けた手法について検討

・パブコメの実施

・「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について(意見具申)」としてとりまとめ(平成27年3月10日)

※適応計画のあり方・構成等については環境省にて別途検討

■政府全体の「適応計画」策定・閣議決定

(平成27年3月頃～平成27年夏頃)

・各省における適応策の検討

・夏頃目処、関係省庁局長級会議等を経て「適応計画」閣議決定

■地球温暖化影響への適応策に関する関係府省連絡会議

・環境省(主催)、文科省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、国土交通省、気象庁の9省庁で適応に関して議論・意識合わせ